解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目九番五号
大阪ゴム工業厚生年金基金
代表清算人　山内　一郎

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年九月三十日福井県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

福井県小浜市大手町六番三号　小浜市役所内
小浜市土地開発公社
代表清算人　東　武雄

配当公告

長野県上伊那郡宮田村六六二八番地三
破産者　株式会社上林工務店
右の者に対する長野地方裁判所伊那支部平成二十四年（フ）第五十九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金五八二、二九六、〇六八円
一、配当することのできる金額
金額二三、一三四、八八五円
平成二十七年十月二十九日
長野県伊那市境一〇四七番地　中村ビル
破産管財人　弁護士　平島　史彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道沙流郡平取町振内町二〇番地一、最後の住所札幌市中央区北三条西一三丁目三番地二アルス知事公館七〇三号
被相続人　亡　八田　久江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階　ながた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　昌一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市高見原二丁目一番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　野原　静江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
水戸ビル二階
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市越戸町九二番地、最後の住所栃木県宇都宮市宮の内三丁目一五九番地一三
被相続人　亡　綱川　英治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
事務所栃木県宇都宮市小幡一丁目一番三三号佐久間ビル五階　伊澤正之法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿久津　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市大字下藤沢三三二番地七〇、最後の住所埼玉県入間市宮寺七二九番地三　グリーンコート二〇九
被相続人　亡　庄司　修
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
埼玉県川越市菅原町三―六　新井賢治法律事務所
相続財産管理人　新井　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市新川町四番地一、最後の住所埼玉県飯能市大字下名栗五八六番地一一
被相続人　亡　渡邊　威
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階
相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区西新小岩三丁目二六番、最後の住所東京都葛飾区西新小岩三丁目二六番二二号
被相続人　亡　池田　芳男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
事務所東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市河井町二部四二番地、最後の住所石川県輪島市鳳至町堂金田五九番地の四五
被相続人　亡　若杉　荘八
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
石川県輪島市河井町一五部一番地　ＮＴＴ輪島ビル一階　輪島ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉森　芳博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市新子田六七六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宮内　鐵治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
長野県佐久市岩村田一八七二番地一三
相続財産管理人　弁護士　川島　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市矢田字西根組一七二番地、最後の住所愛知県常滑市矢田字上之山一三九番地
被相続人　亡　芳山　富子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十月二十九日
愛知県常滑市字古社三番地三カネヒビル二Ａのぞみの森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森下　裕介

決　算　公　告

平成27年10月29日　東京都港区六本木六丁目10番1号
バークレイズ・リスク・アナリティックス・アンド・インデックス・ソリューションズ・リミテッド
日本における代表者　多湖　理

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）（単位：千ＵＳドル）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	82,682	流動負債	62,523
固定資産	19,849	固定負債	一
		株主資本金	40,008
		資本剰余金	913
		利益剰余金	90,387
		本剰余金	△51,285
		その他利益剰余金	△51,285
		（うち当期純利益）	(7,295)
		評価・換算差額等	△7
合計	102,531	合計	102,531

注）英国会社法および欧州連合において認められた国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表をもとに作成されております。
本店：英国ロンドン市イー14・5エイチピー・チャーチル・プレイス1